

地域活性化事業補助金規則

平成23年 5月22日 制定

平成24年 4月21日 改定

平成24年10月13日 改定

(目的)

第1条 兵庫県青年洋上大学同窓会は、兵庫県青年洋上大学同窓会規約に定める正会員及び賛助会員（以下「会員」とする。）が心豊かな社会の実現に貢献し、地域社会の指導者として地域の活性化を目的とした活動を行うことを促進するために本規則を定める。

(補助金の交付対象及び補助率)

第2条 兵庫県青年洋上大学同窓会長（以下「会長」とする。）は、2名以上の会員を含む5名以上で構成されている団体（以下「団体」とする。）が前条の目的に合致する事業を行う場合、運営費（講師謝金を除く）、会場費、通信費等の経費のうち2万円を上限に補助することができる。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする団体は、あらかじめ（概ね事業の1ヶ月前迄。）別に定める補助金交付申請書、事業の内容が分かる資料等を会長に提出しなければならない。

2 同一団体は、原則として同一事業年度内に複数回の補助金の交付を申請できない。

(補助金の交付決定)

第4条 会長は前条の申請に係わる書類の審査により、当該申請に係わる補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付を決定し、当該団体に通知しなければならない。

(補助金の請求)

第5条 団体は、事業実施後に別に定める補助金請求書、活動報告書、証拠書類等により補助金の交付を申請する。

2 会長は、団体から補助金の交付の申請があり、書類等に不備が無い場合は、すみやかに補助金を交付しなければならない。